

【登録抹消届出書について】

登録抹消届出書にご署名(自筆)、ご捺印(必ず職印)のうえ、登録証、行政書士証票、会員証の返戻をお願い致します。

なお、登録証・行政書士証票・会員証が紛失等により返還できない場合、また、職印が紛失等により押印できない場合は、誓約書および理由書をご提出ください(誓約書および理由書の文中、返還できるものは削除してください)。

職印紛失の場合は、認印を押印してください。

* 郵送で登録抹消届出書を申請される場合、本人確認のために身分を証明する書類(運転免許証のコピー等)の送付をお願い致します。

【職務上請求書について】

職務上請求書取扱規則第15条の規定に基づき、未使用の職務上請求書(使用途中のものを含む)がある場合は、そのすべてを返戻してください。

なお、一部使用済みの職務上請求書については、当会事務局において未使用部分の裁断処理をした後、ご返却致しますので、使用済み職務上請求書の控えは、2年間保存してください。

【参考】

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則<抜粋>

(返戻された職務上請求書の取扱い)

第30条

2 返戻された職務上請求書の綴りが、一部使用済みのものであったときは、未使用分を裁断処理した後、当該行政書士又は行政書士法人が控えを2年間保存するために、これを返却するものとする。

【申請取次届出済証明書について】

申請取次届出済証明書をお持ちの方は、届出済証明書返還届に必要事項をご記入のうえ、届出済証明書を添えてご返却ください。

【退会日以降の会費について】

本会会費・政連会費のご返金の方法は、会費納入を口座振替でいただいている方は、その口座にお返し致します。また、口座振替をご利用でない方は、登録ご自宅住所に現金書留郵便にてお返し致します。

なお、退会日の基準は、登録抹消届出書送達日又は廃業希望日の遅い方とさせていただきます。

何卒ご了承いただきますよう、よろしくお願い致します。

未納会費がある場合は納入をお願い致します。